

計 画 書

鹿児島都市計画通路の変更（鹿児島市決定）

都市計画通路を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積		備 考
番号	通路名		幅 員	延 長	
1	中町通り	鹿児島市中町	6.6m	約97m	
立体的な範囲		鹿児島市中町における市道中町2号線から市道中町3号線の区間において、立体的な範囲を定める。			
2	一番街通り	鹿児島市中央町	6.0m	約60m	
立体的な範囲		鹿児島市中央町における市道中央町5号線から鹿児島中央駅広場横2号線の区間において、立体的な範囲を定める。			

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理 由

一番街通りは、中央町19番街区と20番街区の間に位置し、沿道には物販店舗や飲食店等が立ち並び、鹿児島中央駅から南部地区商店街への歩行者の主たる動線として利用されている。

現況は、8時から20時までは歩行者専用のアーケードの架かる道路であり、平成25年2月の調査によると、一番街通りの相互の歩行者通行量は、平日約5,100人、休日約4,200人となっている。

鹿児島中央駅南部地区では、同地区の活性化を図るための先行プロジェクトとして実施された中央町22番街区及び23番街区の市街地再開発事業により新たなにぎわいが創出されたものの、南部地区の顔というべき中央町19番及び20番街区において、建築物の老朽化が進むとともに、商業の活力が低下していることから、当該街区において、駅前の立地を活かした再開発を促進し、中央駅周辺ひいては、中心市街地全体の活性化を図ることが急務となっている。

そこで今回、南部地区の玄関口に位置する中央町19番街区及び20番街区において、両街区を一体的に整備する市街地再開発事業と併せて、従前の歩行者ネットワークの維持・拡大や街区周辺の歩行者の回遊性の更なる向上を図るため、本案のとおり、立体的な範囲を有する都市計画通路一番街通りを追加決定しようとするものである。

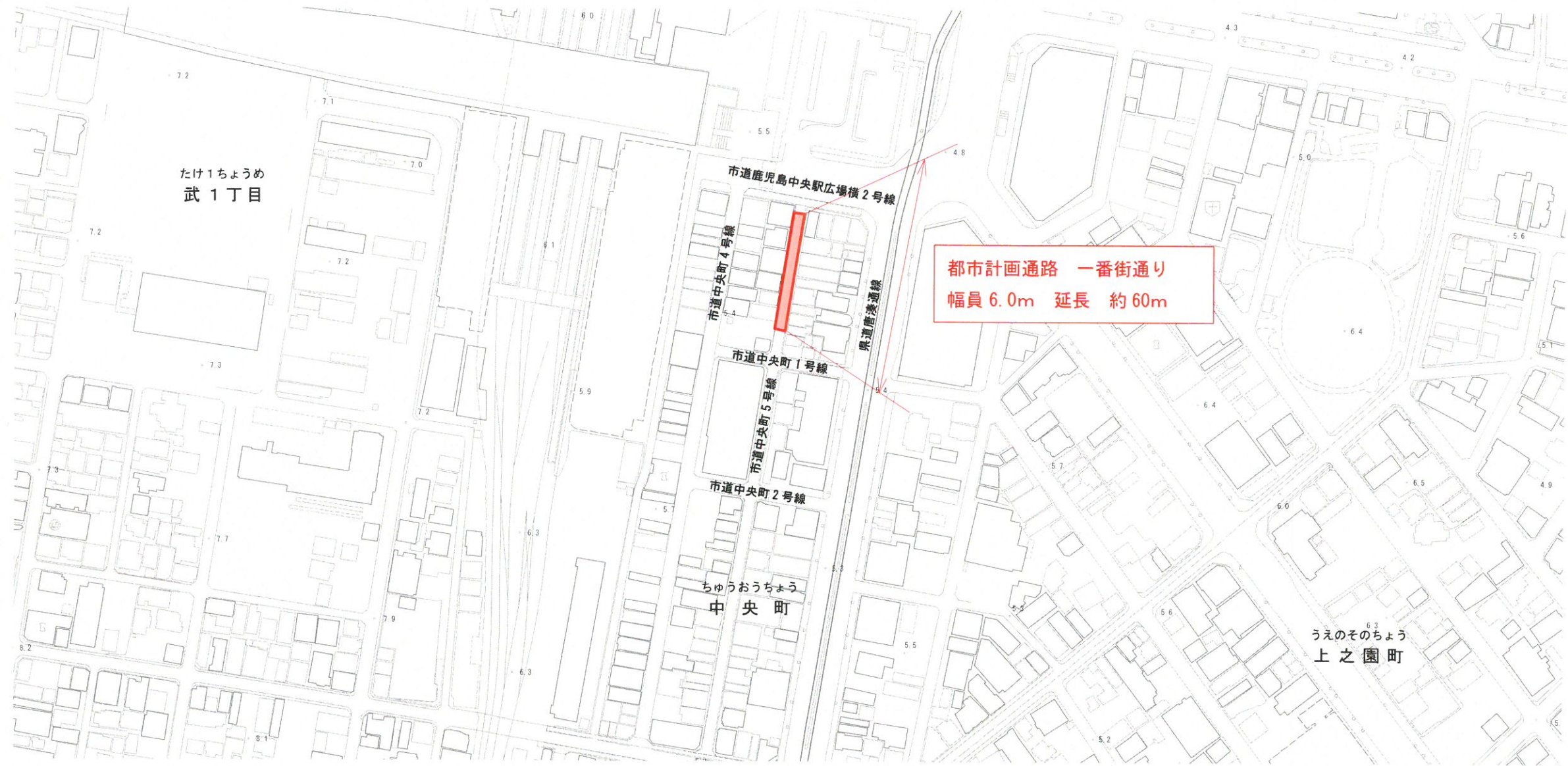
鹿児島都市計画通路変更対照表

(変更前)

名 称		位 置	面 積		備 考
番号	通路名		幅 員	延 長	
1	中町通り	鹿児島市中町	6.6m	約97m	
立体的な範囲		鹿児島市中町における市道中町2号線から市道中町3号線の区間において、立体的な範囲を定める。			

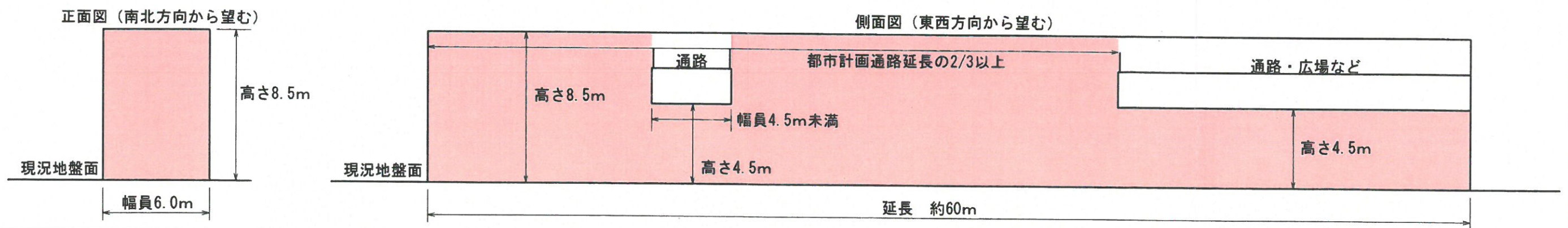
(変更後)

名 称		位 置	面 積		備 考
番号	通路名		幅 員	延 長	
1	中町通り	鹿児島市中町	6.6m	約97m	
立体的な範囲		鹿児島市中町における市道中町2号線から市道中町3号線の区間において、立体的な範囲を定める。			
2	一番街通り	鹿児島市中央町	6.0m	約60m	
立体的な範囲		鹿児島市中央町における市道中央町5号線から鹿児島中央駅広場横2号線の区間において、立体的な範囲を定める。			

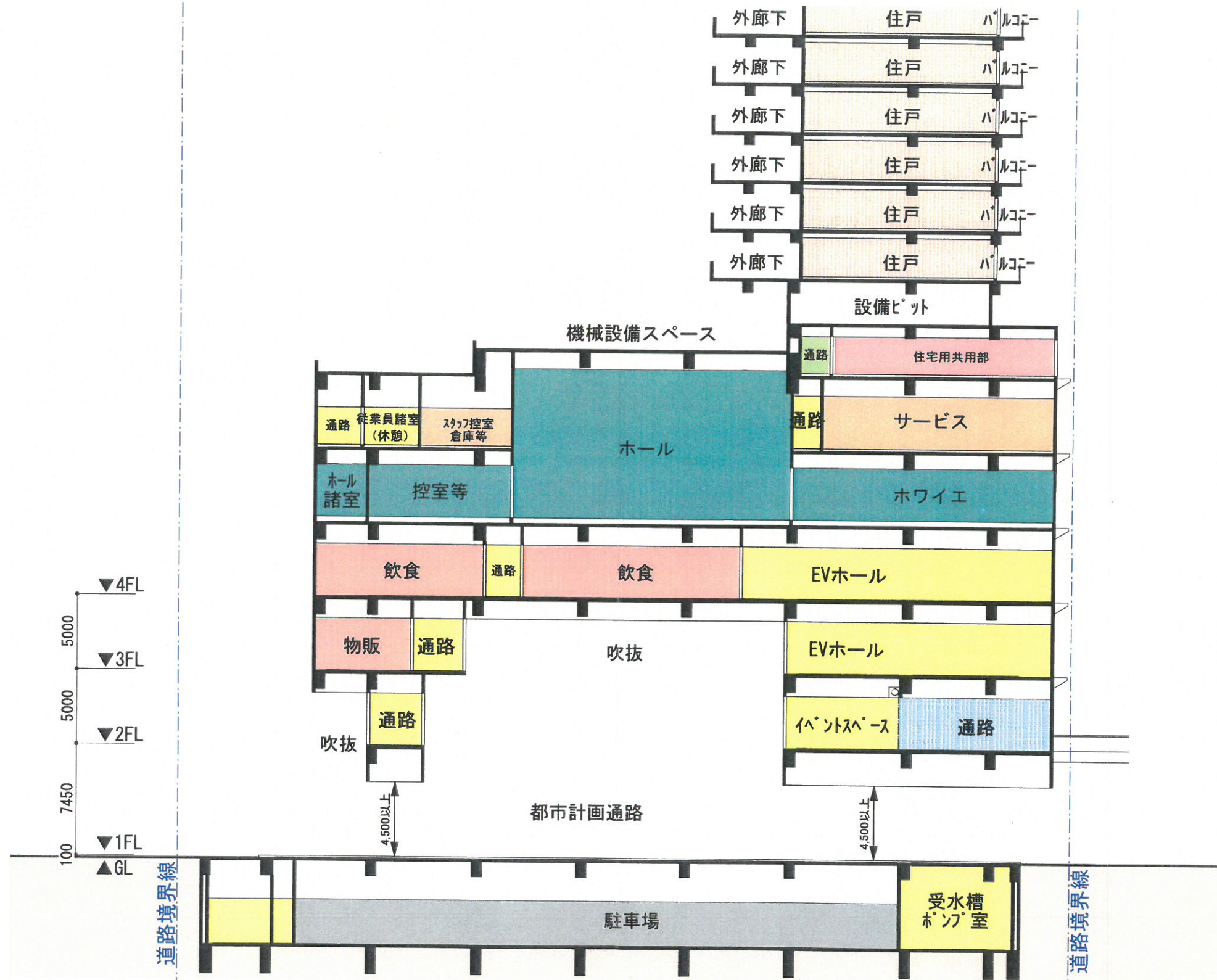


立体的な範囲

高さは8.5mとする。(但し、通路、広場又はこれに類する空間を確保する場合の高さは4.5mとする。この場合でも、都市計画通路延長の2/3以上は、連続して高さ8.5mの空間を確保しなければならない。(幅員4.5m未満の通路は、1ヶ所に限り設けることができる。))



鹿兒島都市計画通路 (一番街通り)	計画図	縮尺	1:2,500
-------------------	-----	----	---------



都市計画通路 (一番街通り)	断面図	縮尺	1 : 300
----------------	-----	----	---------